

平成 26 年 9 月土庄町議会定例会会議録

土庄町告示第 71 号

平成 26 年 9 月土庄町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成 26 年 9 月 9 日

土庄町長 三 枝 邦 彦

- 1、 期 日 平成 26 年 9 月 17 日（水）
- 2、 場 所 土庄町役場 議場

平成 26 年 9 月 17 日（水曜日） 午前 9 時 30 分 各議員着席

○議長（川本貴也君）

おはようございます。

本日はご多忙のところ、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。先ほど、議会広報特別委員長 泊満夫君より、議会広報掲載のため、議会開催中の写真を撮りたいとの申し出がありましたので、撮影の許可をいたしました。皆さま方のご協力をお願い申し上げます。

開会に先立ちまして、町長から本定例会招集のご挨拶がございます。

○議長（川本貴也君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

皆さん、おはようございます。

冒頭になりますが、皆さんにお詫びを申し上げさせていただきたいと思えます。実は、昨日 9 月 16 日 15 時 30 分から記者会見をさせていただきました。中身につきましては、申し上げたいと思えます。土庄町において、税情報の漏えいが判明いたしました。税情報の漏えいという重大な事態を発生させたことにつきましては、深く反省をしますとともに、関係者の皆さまに多大なご迷惑をおかけし、町民の皆さまの信頼を損ねることになり、深くお詫び申し上げたいと思えます。今後このようなことが生じないよう再発防止に努め、個人情報保護に万全を期するよう取り組んでまいります。ということで、記者会見をさせていただきました。冒頭にまず皆さんにお詫びを申し上げたいと思えます。

本日、平成 26 年 9 月土庄町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

本日提案の議題につきましては、補正予算関係が 6 件、平成 25 年度土庄町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに公営企業会計決算の認定についてが 1 件、土庄町辺地に係る総合整備計画の変更についてが 1 件、条例関係が 7 件、土庄町小江自治会館及び沖島集会場の指定管理者の指定についてが 1 件、土庄町小豆島町環境衛生組合の解散及びそれに伴う財産処分についてがそれぞれ 1 件、公有水面埋立てについてが 1 件、合計 19 件でございます。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げまして招集のご挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議会運営委員会委員長報告

○議長（川本貴也君）

去る 9 月 10 日、議会運営委員会を開催いたしまして、本定例会の運営等についてご協議をお願いいたしました。その結果について、委員長からご報告をお願いいたします。

○議長（川本貴也君）

議会運営委員長 太田和博君。

○議会運営委員長（太田和博君）

9 月 10 日の議会運営委員会に出席しておりませんので、当日取り仕切っていただきました佐々木副委員長をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

（太田和博君 退場）

休憩

○議長（川本貴也君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午前 9 時 34 分

再 開 午前 9 時 39 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（川本貴也君）

再開いたします。

報告事項で、議会運営委員長太田議員につきましては退席となっております。よって、副委員長 5 番佐々木邦久君、日程の説明をお願いいたします。

○議会運営副委員長（佐々木邦久君）

それでは、議会運営委員会からご報告申し上げます。

本委員会は去る 9 月 10 日、午前 9 時 30 分より委員会室におきまして、9 月定例会の会期、日程などを審議いたしましたので、その結果についてご報告します。

まず会期でございますが、本日 17 日から 19 日までの 3 日間を予定しております。

会議の進め方でございますが、本日は冒頭に閉会中における継続調査について各委員長より報告していただき、質疑を行います。引き続きまして、執行部より議案第 1 号から諮問第 1 号までの提案理由の説明を受け、質疑を行います。その後、議案第 1 号から議案第 6 号までと、議案第 8 号から諮問第 1 号までを常任委員会に付託いたします。

次に、議員提案であります発議第 1 号 決算特別委員会の設置についての趣旨説明ののち、質疑、討論、採決を行い、続いて、決定第 1 号 決算特別委員会委員の選任について、委員の指名を行った後、閉会中の決算特別委員会に議案第 7 号の付託をお願いします。

次に、請願第 1 号 解釈改憲による集団的自衛権行使を容認する閣議決定の撤回を求める意見書の提出に関する請願について、委員会に付託をお願いします。

本会議終了後、各常任委員会に分かれて付託議案の審査をお願いします。

明日 18 日は、休会とし、明後日、最終日の 19 日は、付託議案の審査結果を各常任委員長より報告していただき質疑を行います。次に議案第 1 号から議案第 6 号までと、議案第 8 号から請願第 1 号までの討論、採決を行います。

次に、議員の派遣についてと閉会中の継続調査申出についての採決を行い、最後に、一般質問を予定しております。一般質問につきましては、通告期限であります 8 日正午までに提出されたものについて、提出順に質問をしていただくことにしております。

スムーズな運営にご協力いただき、9 月議会定例会を終了する予定にしておりますので、よろしく願いいたします。以上、議会運営委員会からの報告といたします。平成 26 年 9 月 17 日、議会運営副委員長佐々木邦久。

(太田和博君 入場)

平成26年9月17日（水曜日）午前9時30分 開 議

1、 出席議員

1 番（福本耕太君）	2 番（濱中幸三君）	3 番（山田建之君）
4 番（山崎勝義君）	5 番（佐々木邦久君）	6 番（泊 満夫君）
7 番（山本良熙君）	8 番（上川正衛君）	9 番（井上正清君）
10 番（太田和博君）	11 番（藤本誠助君）	12 番（川口幸路君）
13 番（川本貴也君）		

2、 欠席議員 なし

3、 欠員 1名

地方自治法第121条による出席者

町 長（三枝邦彦）	副 町 長（難波正樹）
教 育 長（藤本義則）	総 務 課 長（中井俊博）
企 画 課 長（糸 英彦）	企 画 課 長（奥村 忠）
税 務 課 長（笹山恵子）	福 祉 課 長（川田順也）
健康増進課長（木下公明）	住民環境課長（宮原正行）
建 設 課 長（樋口英士）	農林水産課長（高橋幸光）
商工観光課長（須浪宏和）	教育総務課長（宮原隆昌）
生涯学習課長（椎木 孝）	水 道 課 長（川本公義）
病 院 事 務 長（三木俊明）	出 納 室 課 長（南堀英二）
総務課課長補佐（井口秀俊）	総務課副主幹（三枝恵吾）

議会事務局職員

議会事務局長（鳥井基史）	書記（塩本 元）
--------------	----------

議事日程 第1号

別紙のとおり

平成26年9月土庄町議会定例会

議事日程（第1号）

（平成26年9月17日招集）

平成26年9月17日（水曜日）午前9時30分 開議

日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 閉会中の継続調査結果報告（総務建設常任委員会、教育民生常任委員会、水道事業特別委員会、観光振興特別委員会）
- 第 4 議案第1号：平成26年度土庄町一般会計補正予算（第2号）
- 第 5 議案第2号：平成26年度土庄町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 6 議案第3号：平成26年度土庄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 7 議案第4号：平成26年度土庄町大鐸財産区事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 8 議案第5号：平成26年度土庄町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 9 議案第6号：平成26年度土庄町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 10 議案第7号：平成25年度土庄町一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに公営企業会計決算の認定について
- 第 11 議案第8号：土庄町辺地に係る総合整備計画の変更について
- 第 12 議案第9号：土庄町税条例の一部を改正する条例
- 第 13 議案第10号：土庄町営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 第 14 議案第11号：土庄町健やか子ども基金の設置、管理及び処分に関する条例
- 第 15 議案第12号：土庄町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準等を定める条例
- 第 16 議案第13号：土庄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- 第 17 議案第14号：土庄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 第 18 議案第15号：土庄町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 第 19 議案第16号：土庄町小江自治会館及び沖島集会場の指定管理者の指定について
- 第 20 議案第17号：土庄町小豆島町環境衛生組合の解散について
- 第 21 議案第18号：土庄町小豆島町環境衛生組合の解散に伴う財産処分について
- 第 22 諮問第1号：公有水面埋立てについて

第 23 発議第 1 号：決算特別委員会の設置について

第 24 決定第 1 号：決算特別委員会委員の選任について

第 25 請願第 1 号：解釈改憲による集団的自衛権行使を容認する「閣議決定」の撤回を
求める意見書の提出に関する請願

開会、開議

○議長（川本貴也君）

ただ今、議会運営副委員長から報告のありましたとおり、本定例会は、本日から19日までの3日間を予定しております。運営等につきましては、スムーズに審議ができますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

ただ今の出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより平成26年9月土庄町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布いたしましたとおりであります。

諸般の報告

○議長（川本貴也君）

日程に入る前に先立ち、諸般の報告をいたします。

町長より業務報告を受けております。お手元に、印刷配布いたしておりますので、朗読は省略いたします。

なお、平成25年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率の報告に伴う監査委員の意見書につきましては別冊にて配布いたしております。

監査委員より監査の報告を受けております。お手元に印刷配布いたしておりますので、朗読は省略いたします。

会議録署名議員の指名

○議長（川本貴也君）

これより、本日の日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において8番 上川正衛君、9番 井上正清君を指名いたします。

会期の決定

○議長（川本貴也君）

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、9月17日から9月19日までの3日間にいたしたいと思
います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川本貴也君)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から9月19日までの3日間と決しました。

閉会中の継続調査結果報告

○議長(川本貴也君)

日程第3、閉会中の継続調査結果報告を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

○議長(川本貴也君)

総務建設常任委員長 山崎勝義君。

○総務建設常任委員長(山崎勝義君)

おはようございます。

閉会中に総務建設常任委員会を開催いたしましたので、その内容について、
順次報告を申し上げます。

7月22日は、水道課、農林水産課、税務課、総務課、企画課、教育総務課の
6課より説明を求めました。

水道課。豊島簡易水道の事業統合について、平成26年3月に既存施設の整備
時期、老朽度、現状の課題等の把握を行い、更新・改良施設の基本計画書を作
成し、各自治会長や各水利組合長には事業統合について説明会を終えておりま
す。

○議長(川本貴也君)

ちょっと待ってください。

傍聴人、携帯電話の使用は控えてください。

すいません、委員長、続けてください。

○総務建設常任委員長(山崎勝義君)

現在、家浦・唐櫃簡易水道と甲生簡易水道の2つがあり、その事業統合のた
めの国庫補助を受けるため27年度の概算要求を行っているとのことです。

事業概要は、家浦第1配水池と家浦第2配水池及び甲生配水池が老朽化して
いるので廃止し、新たに新家浦配水池と新甲生配水池を築造する。甲生浄水場
を休止し、家浦浄水場で作った浄水を新家浦配水池から新甲生配水池を経て甲

生地区へ給水する予定とのことでした。

また、豊島公民館内に遠方監視施設を設置して、新家浦配水池と新甲生配水池の制御・監視を行う予定です。

委員から、簡易水道の統合による住民生活への影響についての質問があり、執行部からは、水道料金の値上げが考えられるが、概算要求の結果が出ていないので決定後、実施設計を行い検討したいとの回答でした。

また、豊島と本土では水道料金が異なるのか、との質問に、どちらも同じであり、豊島は簡易水道の統合により料金を見直すが、上水も肥土山浄水場更新工事等により見直す必要があり、町としては統一した水道料金にしたい考えでありました。

農林水産課。次に、田井漁港港整備交付金事業について、農林水産課より説明を求めました。

平成 25 年度に事業採択となった田井漁港整備は、土質調査、防波堤・物揚場の基本設計、防波堤の詳細設計を経て、現在は堤体部となるセルラブロックの製作を発注しております。さらに、用地外郭となる護岸の安定性等を確認するための陸上での土質調査、防波堤設置予定の潜水探査、防波堤基礎部の改良整備工事を実施するそうです。

また、本事業に伴い公有水面埋立てについて説明がありました。埋立ては、既存の 2 つの導流堤を護岸として利用し、底引き網漁業に必要な長い漁網の作業ができるように、漁具保管修理施設用地や漁港環境施設用地、臨港道路を整備するものです。公有水面免許願書を香川県知事に提出し、県から町へ意見照会が来ておるので、9 月議会において諮問予定とのことでした。

委員から、整備事業の費用と環境アセスメントの実施についての質問があり、執行部からは、事業費は 5 億円を想定、防波堤や護岸などの外郭施設は国 80%、県 8%、町 12%、物揚場や臨港道路は国 55%、県 18%、町 27%の負担割合となり、アセスメントは埋立免許と並行して行うとのことでした。

次に、税務課。9 月議会に上程を予定している税条例の一部改正について説明を求めました。

1 点目は、法人町民税の法人税割の税率改正。100 分の 12.3 から 100 分の 9.7 に引き下げるもので、町税部分の引き下げ分 2.6%と県税部分の引き下げ分 1.8%は国税として創設される地方法人税の全額を地方交付税の原資として地方に再配分されることとなっているそうです。

これにより町税部分への影響額は、27 年度については 131 万 2 千円の減額見込、28 年度は 1,971 万 4 千円の大幅な減額見込み、29 年度以降は 1,490 万円の減額見込であり、法人町民税全体においては約 12.3%の減額になるというもの

です。

2点目は、軽自動車税の税率の改正と重課税の導入です。「自動車関係税制のあり方に関する検討会」の報告を受け、原付、軽二輪及び小型二輪、軽四輪車、小型特殊自動車の税率を約1.5倍に引き上げるとともに、新規検査から13年を経過した軽四輪車等について、税率におおむね20%の重課税を導入するものです。

これらの改正による影響については、27年度は22万5千円の増額見込、28年度は重課税に係るもの528万9千円を含め632万6千円の増額見込、29年度以降はさらに増額となると試算しております。

3点目は、固定資産税等の課税標準の特例を定めることができる「わがまち特例の新設」について、具体的には公害防止施設・設備のうち、汚水又は廃液処理施設について一定の基準を満たすものについて3分の1に軽減され、また、大気汚染防止法の指定物質排出抑制施設及び土壌汚染防止法の特定有害物質抑制施設について装置の設置をした場合に、課税標準額が2分の1に軽減されるものです。

委員から、法人税や軽自動車税の税率の改正は国の税法改正によるものだが、わがまち特例はどうか、との質問に、執行部からは地方税法附則に定められているわがまち特例の基準が拡大されたことによる改正であると回答がありました。

総務課。消防署建設工事の入札結果について報告を求めました。

小豆島東消防署(仮称)建設工事について、(株)佐伯工務店が請負金額4億2,973万2千円で落札、小豆地区消防本部兼小豆島西消防署(仮称)建設工事について、谷口建設興業(株)が請負金額8億7,480万円で落札したとのことです。

その経過は、小豆島東消防署は4月4日に入札公告を行ったが受付申請がなかったため、4月22日に再公告し、2件の受付申請があり、6月2日に入札。しかし、予定価格を上回っていたため6月30日に見積書の提出により落札者を決定したものです。

小豆地区消防本部兼小豆島西消防署は、5月28日が入札日であったが入札辞退により入札は行われず、6月4日に再公告し7月14日に入札し、落札となったというものです。

委員から、小豆島東消防署の落札は随意契約か、との質問に、執行部からはそのとおりです、と回答がありました。

企画課・教育総務課。7月17日に教育委員会事務局職員が逮捕されたことに伴い、町の再発防止策等について意見を聞くため、急きよ全課長に傍聴してもらい委員会を開催しました。

冒頭、町長より「職員の逮捕という重い状況になった。推移は見守っていくが、再発防止策をきちんとしていかなければならないと話をしている。庁舎への入室管理をきちんとやっていきたい」と答弁がありました。

企画課より事件の流れの説明を受けた後、質疑があり、この問題が起きて住民に不信感があるが、これを町がどう解決しようとしているのか町の姿勢が問われている、と委員から意見があり、町長より、町としてデータ管理等を含め、きちんとやっていく、と答弁がありました、

さらに委員から、町は独自できちんと調査をする義務があるとの意見が出され、この件については継続審議していくことになりました。

8月25日は、総務課、企画課、出納室の3課より説明を求めました。

総務課。1点目は、小豆島西消防署（仮称）建設工事について、工事の工程等の説明を受けました。8月20日に現場事務所が設置され、9月3日は起工式、その後は9月中旬までに現場周囲を仮囲いし、10月中旬から杭・土留め・基礎工事が始まり、本格的な1階躯体工事は平成27年1月中旬以降になる予定ということです。竣工は平成27年12月中頃を予定しています。

グラウンドは、小学校児童が利用できるようにスペースを確保しており、スポーツ少年団の利用者にはグラウンドが狭くなっているが練習方法、練習場所を検討しながら、利用していただいているということです。

委員から、建設現場は埋立地のため液状化が心配されるが、杭打ちや地上げはどうするのか、高潮は問題ないのかとの質問に、執行部からは杭打ちを行い盛土はしない、建物はグラウンドのGLから600～700mm上に行っているので前回の浸水の時よりGLは高くなっているとの回答がありました。

さらに現消防署の跡地はどうなるのか、との質問に、現段階では取り壊すことは決定しているが、その後の跡地利用についてはまだ決定していない。28年度早々には解体して整地したいとのことでした。

2点目は、文書の取扱いについて、土庄町処務規則、土庄町会計規則に基づく業務について、その違反が疑われるため関係課から説明を求めました。

支出命令書に添付されるべき裁判所から届いた文書の取扱いについて不適切な事務の執行が認められた。公文書取扱いに対する規則違反について、執行部の処分内容と公文書の未提出の見解を次回の委員会に提出していただくこととし、継続審査となりました。

9月4日は、前回の継続審査案件について、引き続き執行部から説明を求めました。町長・副町長・総務課・企画課・出納室。文書管理等の不適切な取り扱いがあった件について、処務規則違反、会計規則違反上の職員に対する処分については、副町長より「関係職員を厳重注意処分とする。今後このようなこと

がないようにしたい。」とする回答がありました。

次に、町長に求めた公文書の未提出の見解については、公文書の取扱いが町の弁護士の見解では「公用文書等毀棄罪が成立することは考えにくい」ということでありました。この件の取扱いは、委員会では判断できないため、判例も含め検察官なり裁判所が判断するものである、と結論に至りませんでした。

続いて、土庄町政治倫理確立のための土庄町長の資産等の公開に関する条例に基づく報告書の負債の記載について、先ほどの公文書に関する部分で記載誤りかどうかの点について疑義が生じ、町長に意見を求めました。

町長からは、記載誤りかどうか分からないので調べると回答をいただきましたが、委員からは、債務についても分からないのに土庄町の経営ができるのかとの意見が出されました。この件は引き続き調査するというので、継続審査となりました。

9月11日は、土庄町再生可能エネルギー等導入事業太陽光発電等設置工事入札に関して新聞報道された件について調査するため、委員会として参考人からの意見聴取をするための招致決定をしました。

続いて、記者クラブに届いた怪文書について協議をしました。内容は、怪文書に2社の町税収納状況のデータが添付されておりましたので、執行部に事実把握と現状での対応を聞きました。

執行部からは、「文書は把握しており、文末に職員という記載があった。添付資料が税に関するものであるため、直ちに関係職員に事情聴取し、町の対応をどうすべきか弁護士に相談、その結果、被害届を出すように指示された」と答弁がありました。

委員からは、文書は個人的な内容であり町の内部データがマスコミに公表された件は、個人情報守秘義務違反であり、町の管理体制が適切でない。会社からは被害届と損害賠償請求がされることになる、と意見が出されました。

また、怪文書については町職員が差し出しとなっている件は行政として大問題、執行部は十分な調査をしていただきたい、町は流出について社会的に謝罪しないといけないのではないかと、被害届を出し、どこから流出したのかきちんと明らかにすべき、との意見が出されました。

これに対し執行部からは、「聞き取り調査をした上で被害届を出す必要がある。しっかり対応する」と答弁をいただきました。

9月16日は、参考人の意見聴取の予定でしたが、参考人は欠席のため継続審議となりました。また、前回から継続調査として聞き取り調査の結果等町としての対応について報告をいただきました。

以上で、閉会中に開催した当委員会の報告を終わります。

○議長（川本貴也君）

教育民生常任委員長 濱中幸三君。

○教育民生常任委員長（濱中幸三君）

おはようございます。

閉会中の教育民生常任委員会の主なものについて報告をいたします。当委員会は、平成26年7月15日午前9時30分から土庄町役場委員会室で委員7人出席のもと開催し、福祉課、企画課地域医療再生対策室、住民環境課、教育総務課関係の調査を行いました。

福祉課。川田課長から、平成28年春に開院予定の小豆島中央病院の進捗状況についての説明がありました。

新病院の運営は、地方公営企業法を全部適用した一部事務組合で行う。医師・職員の募集は、27年度から行う。医療機器については、27年度にかけて、契約・納品になる。院内保育所については、今年度に着手する。移転業務は27年度中に計画書を作成する。新病院にかかる広報や公共交通機関に関する関係者との協議や要望、繰入金、負担割合の検討などの協議を2年度にわたり行う、などの報告がありました。

委員から、建設費が10億円ぐらい上乗せになっているが、国の予算の上乗せはないのか。両病院の職員の交流はどのように行うのか。新病院には、基本的には新しい医療機器を入れるのか。大部・北浦からの直行バスの運行の強い要望。新病院へ移るための職員の意向調査の結果はどのようなものか。赤字の場合の負担割合をどうするのか次回の委員会で提案していただきたい。土庄中央病院の臨時職員を正規職員にする考えはないのかななどの質問・意見がありました。

これらの意見に対して、執行部からは、事業費増加に対応する国・県から追加の財源を確保できるように努力している。職員の交流は、看護師・技師などの交流を考えている。医療機器は、なるべく新しいものを買わずに済むように調整している。路線バスの運行については、企画課から要望している。福祉バスについては、路線バスの運行形態・時間を見た上で、路線バスとの接続も考えていきたい。意向調査の結果では、約9割の方が新病院で働く意欲がある。新病院では、現在の身分のまま雇用したいなどの回答がありました。

企画課地域医療再生対策室。奥村課長から、地域医療全般について、病院、福祉課、健康増進課と連絡調整しながら事業を進めているとの詳しい報告がありました。

委員から、職員のプロジェクトチームが作った跡地利用計画はどのようなものか、地域医療再生対策室の予算や人員を増やすことを考えているのかななどの

質問がありました。

これらの質問に対して、執行部から、土庄中央病院の跡地利用については、診療所やリハビリ関係の施設をつくってはどうかという意見が出ていた。地域医療再生対策室の予算などについては、必要になれば対応しようと考えているなどの回答がありました。

住民環境課。宮原課長から、灘山での一般廃棄物処理施設整備の進捗状況などについて報告がありました。

委員から、御影浄苑の機械はまだ何年も使えるのか。地元は何年の延長をお願いしているのか。他の候補地も視野に入れながら考えていただきたいなどの質問、意見がありました。

執行部からは、御影浄苑の機械は当分の間は使える。現段階では、4～5年の延期を考えているが、もっと長い期間になる可能性もある。用地を買収した時と違う問題が出てきたので、もう一度検討する必要があるなどの回答がありました。

教育総務課。宮原課長から、新土庄小学校の工事状況について、工期を12月末まで延長したい。照明器具をLEDに変更したいなどの説明がありました。

委員からは、LEDに変更する場合、配線も変わるのか。自家発電はないのかななどの質問がありました。

執行部からは、LEDにしても配線は変わらない。屋内消火栓ポンプ用の自家発電機はあるが、消防法の関係で置いているものであって、転用はできないなどの回答がありました。

以上で教育民生常任委員会の報告を終わります。

○議長（川本貴也君）

水道事業特別委員長 佐々木邦久君。

○水道事業特別委員長（佐々木邦久君）

おはようございます。

本委員会は、閉会中に4回の水道事業特別委員会を開催いたしましたので、その概要についてご報告します。

8月25日、肥土山浄水場更新工事の入札等について説明を求めました。

全体計画について、平面図により、昨年発注した工事で完成している導水更新施設工事（機械脱水機棟、導水ポンプ槽、原水調整池）と、今回発注する更新工事（土工事、フェンス設置等の場内整備工事、着水井、混和池、ブロック形成池、薬品沈澱池、中間ポンプ槽、汚泥槽を有する薬品沈澱池築造工事、急速ろ過池築造工事、次亜塩を注入する後塩素混和池、砂ろ過の逆洗水を貯める

排水池築造工事、汚泥を濃縮する汚泥濃縮槽築造工事、天日乾燥床築造工事、No.2 機械脱水機棟建築工事、管理棟建築工事、薬品注入棟建築工事、送水ポンプ室建築工事、倉庫建築工事、場内配管工事、既設構造物撤去工事、各施設の機械設備工事、電気計装設備工事)の説明、そして入札予定工期は平成30年2月28日までの4か年の一括入札工事であるとの報告がありました。

続いて、入札方法(案)について、基本的には昨年度発注した導水施設更新工事と同様に執行したい考えでしたが、相違点として、今回は水処理機械施設、建築工事、電気工事など多工種工事になるため、水道施設ではあるが建築、電気工事など連絡調整することができる特定建設業の許可を持ち、土木一式工事の許可を有する業者であれば施工できる旨の助言を県土木監理課や四国整備局からもらい、資格要件を追加したいとの考えでありました。さらに、参加可能業者を増やすため、代表者以外の構成員要件や施工実績に関する要件を緩和したいとの考えでありました。

具体的に、入札方法は総合評価方式による制限付き一般競争入札、入札参加形態は2業者による特定建設工事共同企業体(JV)方式、JVの代表者の要件は土庄町の建設工事指名入札参加資格者名簿に登録され、土木一式工事及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けており、総合評定値が1,200点以上であること、というものでした。

また、JVの代表者以外の構成員の要件は、土庄町の建設工事指名入札参加資格者名簿に登録され、本社または営業所等を土庄町内に住所を置いていること、土木一式工事に係る特定建設業の許可を受けており、総合評定値が800点以上であることでした。前回との相違点は840点から800点に点数を下げていることでした。また、施工実績については過去10年以内から過去15年以内へと期間を拡大し、処理水量を8,000 m³以上から5,000 m³以上に、最終請負金額を5億円から3億円に変更したということでした。町内企業の活用等については、昨年度発注工事と同様に行うとのことでした。

質疑に入り、委員からJV代表者の要件を緩和すると工事の質の低下につながるのか、町にとって数十年に一度の大きな事業であり、メンテナンスも対応していただくとなると条件を緩和するのに疑問があるとの質問に、執行部からは、入札参加状況を考慮して新たな要件で提案していると回答がありました。さらに委員から、入札不調は全国的に見られるが水道事業についてはそうでもない、オンブズマンからも文書も届いており、今回の条件緩和は不自然にとられるのではないかとの意見がありました。

別の委員からは、JVの代表者の要件を満たすものが24社ある。要件を緩和した結果、粗悪品になるデメリットも考えられる。土庄町が予定している1日

当たりの処理水量は 8,000 m³にもかかわらず、なぜ 5,000 m³へと要件を下げるのか、JVの代表者の要件を厳しくするのならまだしも緩和するのは危険である、現時点でも要件を満たす業者が 24 社もある、事業を適切にやってほしい、この工事が官製談合ではないかとの声がある中で、要件を緩和することは反対であると意見がありました。

さらに別の委員からは、JVの代表者の要件を緩和しても業者が増えることはないとの執行部の説明に対し、緩和する必要性が分からないと意見が出ました。委員会の結論として、要件を緩和した場合のデメリットが大きい懸念があるので、町民から質問が来てもきちんと答弁できるよう再度審議し、早急に決定すべきではないと決定しました。これに対し町長から、再度精査するというものであります。

9月2日、前回の委員会の審議の中で官製談合ではないかとの声がある中、事実の把握をする必要があるため、委員会は参考人からの意見聴取をするための手続きを行い、9月4日に参考人を招致することに決定しました。

9月4日、委員会は参考人として2社4名を招致し、肥土山浄水場更新工事において官製談合の疑いが持たれる報告があったことについての意見聴取を行いました。

9月16日、昨日ですが、前回の委員会で欠席であった参考人の意見聴取を予定しておりましたが、参考人は欠席となりました。前もって陳述書の提出がありましたので、陳述書について協議しました。

以上で、閉会中の水道事業特別委員会で調査・検討したことについて、概略的に説明させていただきました。

○議長（川本貴也君）

観光振興特別委員長 井上正清君。

○観光振興特別委員長（井上正清君）

おはようございます。

8月27日に、観光振興特別委員会で「とのしょうアート化計画」の現地視察を行いましたので、報告いたします。

商工観光課から、アート化計画について作家によるお披露目会が開催されるということで現地視察を実施しました。赤穂屋やはた会館で午後から小豆島とのしょうアート化計画お披露目会に参加。安田敦子プロデューサーから、作品紹介・作家紹介がありました。閉会后、作家の方々と展示場を見て回りました。

旧三木医院では、9月からの展示のための準備中ということでしたが、医院の一室に、「生」・「死」についての作品がありました。一部旧医院としての名残も

残されておりました。

富丘通り作品は、湊崎地区有志と高橋理加さんの協働で、地域の参加者が主体となった、人型の展示。「願い事ひとつ…」という題で、短いメッセージも書き入れられておりました。

東洋紡績記念館では、安田敦子さんより、iPhone でバーチャル美術館の見方の説明があり、外の広場で、土庄町有志との作品「ある風景」はペットボトルで作った風車、伊谷裕さんの「石の磁場」も展示されておりました。

香川県信用組合前では、「10 円大仏」。旧戸形小学校 2 教室で、高橋理加さんの「かごめ」。廊下から教室越しに見る海の景色は観光客の皆さんにも喜ばれると感じました。

今回は、展示場にマッチした作品が多く印象に残りました。以上でアート作品の視察は終了し、宝生院へ移動。国指定の特別天然記念物シンパクについて、商工観光課より、現在ギネスブックに申請の手続き中であるとの説明を受けました。

以上で観光振興特別委員会現地視察について、概略的に説明をさせていただきました。ありがとうございました。

○議長（川本貴也君）

これもちまして各委員長の報告を終わります。

委員長報告に対する質疑

○議長（川本貴也君）

これより、総務建設常任委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

ないようでございますので、総務建設常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

○議長（川本貴也君）

教育民生常任委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

ないようでございますので、教育民生常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

○議長（川本貴也君）

水道事業特別委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

ないようでございますので、水道事業特別委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

○議長（川本貴也君）

観光振興特別委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

ないようでございますので、観光振興特別委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

休憩

○議長（川本貴也君）

暫時休憩いたします。

再開は 10 時 40 分といたします。

休 憩 午前 10 時 26 分

再 開 午前 10 時 40 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 1 2 1 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

- 議長（川本貴也君）
再開いたします。

議案の上程、提案理由の説明（議案第 1 号～諮問第 1 号）

- 議長（川本貴也君）

日程第 4、議案第 1 号、平成 26 年度土庄町一般会計補正予算（第 2 号）の件から、日程第 22、諮問第 1 号、公有水面埋立てについてまでを一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

- 議長（川本貴也君）

総務課長 中井俊博君。

- 総務課長（中井俊博君）

それでは、今議会に提案されました議案につきましてご説明をさせていただきます。

議案書の 1 ページをお開きください。議案第 1 号、平成 26 年度土庄町一般会計補正予算第 2 号でございます。

第 1 条歳入歳出予算の補正ですが、歳入の特定財源については歳出の際にご説明します。歳出としまして 17 ページをお願いします。

2 款総務費 1 項総務管理費、総務事務費は、マイナンバー制度開始による例規整備支援、地方教育行政制度改正による例規整備支援、行政不服審査法関連三法の成立に係る行政手続き制度の台帳整備等で、管財事務費は、役場前の公衆便所の改修費及び議場のマイク等の取付費で、財源のうち健やか基金繰入金 30 万円を予定しています。

社会資本交付金事業は、役場庁舎の耐震診断について第三者機関の判定手数料等の増加によるもの、防災無線管理事業は、個別受信機 50 台の購入費用で、財源は県補助でございます。

地域情報化事業は中央公民館のパソコン教室用機器へのウイルス検知ソフトの更新 25 セット分、社会保障・税番号制度システム整備事業は、28 年 1 月導

入に向けてのシステム構築経費で、うち 170 万円は国庫補助でございます。

2 項徴税费、社会保障・税番号制度システム整備事業は、地方税システムの改修費用で、うち 246 万 6 千円は国庫補助、賦課徴収事務費のうち、委託料及び使用料は固定資産地図情報システム導入に係る経費の組み替え等で、償還金利息及び割引料は、住民税及び法人住民税の還付でございます。

19 ページ、戸籍住民基本台帳事務費の減は、事業名称の変更により、次の社会保障・税番号制度システム整備事業で計上しております。財源のうち、578 万 1 千円は国庫補助でございます。

3 款民生費 1 項社会福祉費、臨時福祉給付金給付事業は 25 年度精算による国への返還金で、社会保障・税番号制度システム整備事業は、福祉関係のシステム改修費用で、うち 453 万円は国庫補助でございます。

2 項児童福祉費、児童手当支給事業は児童手当システム帳票の修正経費で、保育所運営事業は、一時預かり事業の基準額の改正により土庄保育園への増加分を助成するもので負担割合は国、県、町各 3 分の 1、基金積立費は県からの「健やか子ども基金補助金」を全額積み立てるものでございます。

21 ページ、4 款衛生費 1 項保健衛生費、予防接種事業は、10 月から 65 歳以上の高齢者肺炎球菌の予防接種が定期接種に、また 5 歳までの水痘の予防接種も定期接種になったことによる経費の増によるもの、母子保健事業は離乳食教室に係る事務経費で、全額健やか子ども基金からの繰入れ、公立病院再編整備事業は、統合病院建設事業費の増による小豆医療組合への負担金で、財源のうち 2 億 40 万円は地方債でございます。

2 項清掃費、豊島最終処分場嵩上整備事業は、埋立て処分場の延長も含めた林地開発変更協議をするための測量委託経費でございます。

23 ページ、6 款農林水産業費 1 項農業費、農業委員会事務費、機構集積支援事業については事務経費の増で、財源は全額、県などからの補助金等でございます。

職員給与費は、鳥獣害対策の休日出勤の増による時間外手当、農業振興事務費は、ニイナメ祭の関係での視察旅費、食の安全・安心確保事業は、病虫害防除等に係る小豆島いちご総合防除協議会への助成金で、県の交付決定の増により全額県費補助、有害鳥獣被害防止対策事業は、イノシシ対策で灘山地区にワイヤーメッシュ柵を 400m 設置するもの、豊島食プロジェクト推進事業は、10 月 25 日開催予定の収穫祭に係る事務経費、さぬき讚フルーツ生産拡大事業はキウイフルーツの生産拡大支援に係る補助金で全額県補助でございます。

農地一般事業は、伝法川の下森自動堰、橋本自動堰の施設改良に伴う蛙子池土地改良区への補助金、多面的機能支払交付金事業は農地・水管理の対象面積

の増による東讃地域協議会への負担金。25 ページ、2 項林業費、森林組合助成事業は、小型林内運搬車購入費の 3 割を森林組合へ補助するもの。3 項水産業費、漁港維持管理費は王子前漁港臨港道路側溝のふた 37m の設置費用、港整備交付金事業は、護岸基本設計業務の追加が 900 万円、工事費は進捗状況による減で、特定財源は県補助及び地方債を減額しております。

27 ページ、7 款商工費 1 項商工費、商工業振興事務費は、中小企業融資の完済による保証料をお返しするもの、観光事務費は Wi-Fi スポットチラシ、豊島マップの印刷費など、観光団体・イベント助成事業はさぬき歌舞伎まつり参加による肥土山農村歌舞伎保存会への助成金など、国立公園園地維持管理費は清掃活動の回数増による委託料の増加で、全額県からの委託金、小豆島とのしょうアート化計画事業は委託経費の増によるものでございます。

8 款土木費 2 項道路橋りょう費、町道維持管理費は町道、水路等合計 9 か所に係る修繕、舗装工事の経費で、町道新設改良工事は合計 6 か所を予定しております。

29 ページ 3 項河川費、河川等維持管理費から自然災害防止事業については合計 6 か所の修繕及び工事を予定しております。4 項港湾費、港湾施設維持管理費は家浦港野積場の舗装でございます。港整備交付金事業については最終年度にかかる事業費の増額分になり、うち 8 割が国の補助金、2%が県の補助、残りを地方債としております。6 項住宅費、公営住宅維持管理費は大木戸住宅に退去者が出たことによる修繕費、改良住宅維持管理費は、台風 11 号による淵崎、大部、豊島の各改良住宅に係る雨漏り等の修繕費でございます。

31 ページ、9 款消防費 1 項消防費、消防団運営事業は分団の救命胴衣 35 着分の経費で、全額、消防団等公務災害補償等共済基金からの助成です。消防団施設維持管理費は、国からポンプ自動車は無償で譲与を受け大部分団に配備予定で、既存ポンプ車の無線の移設費、分団屯所のシャッター修繕費等で、水防事業は台風 11 号による花崗土代でございます。

10 款教育費 2 項小学校費、小学校建設事業は、スクールバスを 3 台から 4 台へと 1 台増加等によるもので、財源は、国庫補助及び地方債を予定しています。

33 ページ、4 項幼稚園費、幼稚園運営事業は、本年 4 月から高松市の私立幼稚園へ就園したため、該当者 2 名の保育料を減免するものでございます。

5 項社会教育費、公民館維持管理費は、中央公民館の自動ドア、トイレ、建具等の修繕費で、中央図書館維持管理費の施設等修繕費はエアコンの修理で、図書購入費 5 万円はライオンズクラブからの寄附金を充てております。人権教育事務費は、12 月の全国大会への参加要請 35 名増による資料代、小豆島尾崎放哉記念館維持管理費は、エアコンの修繕費でございます。35 ページ、体育施設

維持管理費は、フレトピアホールの音響、照明等の修繕費でございます。

11 款災害復旧費 1 項農林水産業施設災害復旧費は、台風 11 号による農道補修の原材料費及び見目、田井、小部の各漁港のごみ処理経費で、2 項公共土木施設災害復旧費は、台風 11 号による土木施設災害復旧工事でございます。

以上が補正予算の概要でございます。財源の不足分につきましては、臨時財政対策債及び普通交付税を充てております。今回の補正額は、2 億 9,949 万 9 千円の増額となりまして、補正前の予算額と合計しますと 88 億 6,194 万 6 千円となります。

次に、第 2 条地方債の補正ですが、6 ページになります。塵芥収集車購入事業を新たに追加し、小豆医療組合負担金ほか 7 項目につきまして変更しようとするものであります。

次に議案書 39 ページをお開きください。議案第 2 号、平成 26 年度土庄町簡易水道事業特別会計補正予算第 1 号でございます。

第 1 条歳入歳出予算の補正ですが、歳出としまして 49 ページをお願いします。1 款総務費 1 項総務管理費、一般管理業務は 25 年度確定消費税及び 26 年度中間申告消費税の関係で、2 款業務費 1 項送配水費、送配水事業は唐櫃小出ポンプ等の修繕費でございます。建設改良事業は家浦・唐櫃簡易水道と甲生簡易水道の統合に係る実施設計委託料が 3,591 万円、送配水管等布設替工事が 204 万 3 千円で、財源のうち 3,590 万円は地方債でございます。

以上が補正予算の概要でございます。財源の不足分につきましては 25 年度の繰越金を充てております。今回の補正額は、4,274 万 9 千円の増額となり、補正前の予算額と合計しますと 6,636 万 5 千円となります。

次に第 2 条地方債の補正は 42 ページになりますが、簡易水道再編事業を新たに追加するものでございます。

次に 51 ページをお開きください。議案第 3 号、土庄町国民健康保険事業特別会計補正予算第 1 号でございます。

第 1 条歳入歳出予算の補正ですが、歳出としまして 57 ページをお願いします。11 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金、返還金事業は、25 年度の精算による退職者医療交付金の返還金で、全額、財政調整基金からの繰入金を充てております。

以上が補正予算の概要でございます。今回の補正額は 752 万 1 千円の増額となり、補正前の予算額と合計しますと 21 億 3,712 万 5 千円となります。

次に議案書 59 ページをお開きください。議案第 4 号、平成 26 年度土庄町大鐸財産区事業特別会計補正予算第 1 号でございます。

第 1 条歳入歳出予算の補正ですが、歳出としまして 65 ページをお願いします。

1 款総務費 1 項総務管理費、財産管理事業は、森林環境保全直接支援事業委託料の補正で、搬出間伐材の単価増加に伴うものでございます。財源のうち県費補助が 20 万 5 千円で、残りは財政調整基金からの繰入金でございます。

以上が補正予算の概要でございます。今回の補正額は 30 万 2 千円の増額となり、補正前の予算額と合計しますと 981 万 4 千円となります。

次に議案書の 67 ページをお開きください。議案第 5 号、平成 26 年度土庄町介護保険事業特別会計補正予算第 2 号でございます。

第 1 条歳入歳出予算の補正ですが、歳出としまして 77 ページをお願いします。6 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金、返還金事業は、25 年度精算による県等への返還金で、財源は、国の過年度追加交付分 31 万 4 千円、社会保険庁からの過年度の保険料 5 千円で、残りは前年度繰越金でございます。また、歳入の 73 ページでございますが、旧北浦幼稚園跡地に小規模多機能型介護施設を開設する事業所の補助金として県補助を予定しておりましたが、県基金の不足により国庫補助に財源更正をいたしております。

以上が補正予算の概要でございます。今回の補正額は 492 万 5 千円の増額となり、補正前の予算額と合計しますと 16 億 3,898 万 6 千円となります。

次に議案書の 79 ページをお開きください。議案第 6 号、平成 26 年度土庄町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第 1 号でございます。

第 1 条歳入歳出予算の補正ですが、歳出としまして 85 ページをお願いします。2 款分担金及び負担金 1 項広域連合負担金、広域連合分賦金は過年度保険料に係る負担金で、財源は全て前年度繰越金でございます。

以上が補正予算の概要でございます。今回の補正額は 48 万 5 千円の増額となり、補正前の予算額と合計しますと 2 億 2,881 万 2 千円となります。

次に、議案書 87 ページをお開きください。議案第 7 号、平成 25 年度土庄町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに公営企業会計決算の認定についてでございますが、地方自治法第 233 条第 3 項及び地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、平成 25 年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに公営企業会計の決算を、別紙、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

次に、議案書 89 ページをお開きください。議案第 8 号、土庄町辺地に係る総合整備計画の変更についてでございます。

小部辺地ほか 27 辺地に係る公共的施設を総合的に整備するため、総合整備計画を変更するもので、内容は、統合小学校のスクールバスの購入を 3 台から 4 台に増やすこと及び家浦・唐櫃簡易水道と甲生簡易水道を統合するため変更するものでございます。変更部分にアンダーラインを引いておりまして、145 ペー

ジまでございます。

次に、議案書 147 ページをお開きください。審議資料は 1 ページから 3 ページになります。議案第 9 号、土庄町税条例の一部を改正する条例でございます。

地方税法の一部改正に伴い本条例を改正するもので、主な内容は、1 点目が、法人町民税の法人税割の率を 100 分の 12.3 から 100 分の 9.7 に改正するもので、施行日は平成 26 年 10 月 1 日、2 点目が、軽自動車税の税率の改正で、標準税率を現行の約 1.5 倍に引き上げるもので、施行日は平成 27 年 4 月 1 日、3 点目が、軽自動車税の重課税の導入で、最初の新規検査から 13 年を経過した三輪以上の軽自動車については標準税率のおおむね 20% の重課を導入するもので、施行日は平成 28 年 4 月 1 日、4 点目が、わが町特例として固定資産税等の課税標準の特例として、公害防止施設・設備等について課税標準額の特例措置を新設するもので、公布の日から施行でございます。

次に、議案書の 153 ページをお開きください。審議資料は 5 ページになります。議案第 10 号、土庄町営住宅管理条例の一部を改正する条例は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するもので、主な内容は法律の名称変更でございます。

次に、議案書の 155 ページをお開きください。議案第 11 号、土庄町健やか子ども基金の設置、管理及び処分に関する条例は、香川県から交付される、かがわ健やか子ども基金補助金の対象となる事業を平成 26 年度から平成 31 年度の 6 年度間に渡り円滑に行うため、本条例を制定しようとするものでございます。

次に、議案書 157 ページをお開きください。議案第 12 号、土庄町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準等を定める条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定による介護保険法の一部改正に伴い、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準等を定めるため、本条例を制定しようとするものでございます。

次に、議案第 13 号から議案第 15 号については国の子ども・子育て関連三法に基づき、平成 27 年 4 月の施行を目指し、子ども子育て支援新制度の一環として制定するものでございます。

議案書の 159 ページをお開きください。議案第 13 号、土庄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例は、子ども・子育て支援法の施行に伴い、本条例を制定しようとするもので、主な内容は、幼稚園、保育所の利用定員や利用に際しての手続き方法、児童の適切な処遇の確保、秘密の保持等運営に関する基準を定め、全ての子どもが健やかに成長する

ための適切な環境を確保するものでございます。

次に、議案書の 183 ページをお開きください。議案第 14 号、土庄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例は、子ども・子育て支援法等の制定により、本条例を制定しようとするもので、主な内容は、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の 4 つの事業につき、設備及び運営に関する基準を定めて、明るく衛生的な環境において、適切な訓練を受けた職員から保育の提供を受けることにより、乳幼児が心身ともに健やかに成長するための環境づくりをするものでございます。

次に、議案書 205 ページをお開きください。議案第 15 号、土庄町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例は、子ども・子育て支援法等の制定により、本条例を制定しようとするもので、主な内容は、保護者が日中就労等で家庭にいない小学生に対し、授業終了後の遊びや生活の場を提供する放課後児童健全育成事業についての設備及び運営に関する基準等を定めるものでございます。

次に、議案書 213 ページをお開きください。議案第 16 号、土庄町小江自治会館及び沖島集会場の指定管理者の指定についてですが、小江自治会館については平成 16 年 6 月 18 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間、小江自治会を指定していましたが、期間満了に伴い改めて指定をするもの。また、平成 26 年 3 月に沖島集会場が竣工したことに伴い、小江自治会を指定するものでございます。

なお、指定の期間は議決の日から平成 36 年 3 月 31 日まででございます。

次に、議案書 215 ページをお開きください。議案第 17 号、土庄町小豆島町環境衛生組合の解散については、小豆島町の脱退に伴い、平成 27 年 3 月 31 日をもって土庄町小豆島町環境衛生組合を解散しようとするものでございます。

次に、議案書 217 ページをお開きください。議案第 18 号、土庄町小豆島町環境衛生組合の解散に伴う財産処分については、議案第 17 号の土庄町小豆島町環境衛生組合の解散に伴い、関係地方公共団体と協議のうえ組合財産を処分するもので、内容は、組合の財産を土庄町にすべて帰属させるものでございます。

次に、議案書 219 ページをお開きください。審議資料は 7 ページから 9 ページになります。諮問第 1 号、公有水面埋立てについては、田井漁港の埋め立てについて香川県知事から別紙（1）のとおり意見を求められたので、別紙（2）のとおり異議がない旨答申するものでございます。以上でございます。

○議長（川本貴也君）

これもちまして提案理由の説明を終わります。

提案理由に対する質疑（議案第 1 号～諮問第 1 号）

○議長（川本貴也君）

ただ今、説明のありました日程第 4、議案第 1 号、平成 26 年度土庄町一般会計補正予算（第 2 号）から日程第 22、諮問第 1 号、公有水面埋立てについてまでの全議案について質疑を行います。

なお、議案第 1 号から議案第 6 号までと、議案第 8 号から諮問第 1 号までにつきましては、常任委員会に付託する予定でありますので、委員会付託の趣旨を十分ご理解の上、質疑をお願いいたします。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

ないようでございますので、議案第 1 号から諮問第 1 号までの全議案についての質疑は、これをもって終了いたします。

委員会付託（議案第 1 号～議案第 6 号、議案第 8 号～諮問第 1 号）

○議長（川本貴也君）

ただ今、議題となっております、議案第 1 号から議案第 6 号までと、議案第 8 号から諮問第 1 号までの各議案については、会議規則第 38 条第 1 項の規定により、所管の委員会に付託いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 1 号から議案第 6 号までと、議案第 8 号から諮問第 1 号までの各議案については、所管の委員会に付託することに決しました。

付託議案の審査内容は、印刷配布しておりますので、よろしくご審議をお願い申し上げます。

決算特別委員会の設置（発議第 1 号）

○議長（川本貴也君）

日程第 23、発議第 1 号、決算特別委員会の設置については議員提案でありま

す。

提出者から、趣旨説明を求めます。

○議長（川本貴也君）

4番 山崎勝義君。

○4番（山崎勝義君）

発議第1号について趣旨説明をさせていただきます。

決算特別委員会の設置について、別紙のとおり、土庄町議会会議規則第13条の規定により、提出するものであります。平成25年度土庄町一般会計、特別会計歳入歳出決算及び土庄町公営企業会計決算の認定につきましては、土庄町議会委員会条例第5条の規定に基づき、次のとおり特別委員会を設置して付託審議するものであります。

委員会の名称、決算特別委員会。設置の期間、議決の日から決算審査終了まで。委員の定数7名。設置の理由としましては、決算の重要性を考慮し、町の財政構造、行政効果の達成状況等について特に精密な検討を加え、今後予算案の審査上参考としたいので、専門的に審査を行うため特別委員会を設置しようとするものであります。以上です。

○議長（川本貴也君）

これもちまして、趣旨説明を終わります。

提案理由に対する質疑（発議第1号）

○議長（川本貴也君）

ただ今、説明のありました発議第1号について、質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

ないようでございますので、発議第1号の質疑は、これをもって終了いたします。

討論、採決（発議第1号）

○議長（川本貴也君）

発議第1号、決算特別委員会の設置について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

発議第 1 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

決算特別委員会委員の選任（決定第 1 号）

○議長（川本貴也君）

日程第 24、決定第 1 号、決算特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

本特別委員会委員の選任については、土庄町議会委員会条例第 6 条第 4 項の規定により、議長が議会に諮って指名することになっております。

お諮りいたします。

本特別委員会委員の選任については、議長において指名いたしたいと思いません。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

○議長（川本貴也君）

それでは、決算特別委員会委員に、1 番 福本耕太君、2 番 濱中幸三君、4 番 山崎勝義君、5 番 佐々木邦久君、8 番 山本良熙君、11 番 藤本誠助君、私、川本貴也。

以上、7 名の諸君を指名いたします。

○議長（川本貴也君）

お諮りいたします。

ただ今指名の諸君を決算特別委員会委員に決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただ今指名の諸君が決算特別委員会委員に決定いたしました。

休憩

○議長（川本貴也君）

この際、暫時休憩いたします。

なお、休憩中に決算特別委員会を開催していただきまして、正副委員長の選任をお願いいたしたいと思っております。

休 憩 午前 11 時 17 分

再 開 午前 11 時 20 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 1 2 1 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（川本貴也君）

再開いたします。

決算特別委員会正副委員長の決定

○議長（川本貴也君）

休憩中に決算特別委員会の正副委員長が決定いたしましたので、ご報告いた

します。

委員長 山本良熙君、副委員長 福本耕太君。以上でございます。

委員会付託（議案第 7 号）

○議長（川本貴也君）

日程第 10、議案第 7 号、平成 25 年度土庄町一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに公営企業会計決算の認定についてを議題といたします。

○議長（川本貴也君）

お諮りいたします。

議案第 7 号については、先ほど設置いたしました決算特別委員会に付託のうえ、閉会中の継続審査にいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 7 号については、決算特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決しました。

請願第 1 号

○議長（川本貴也君）

日程第 25、請願第 1 号、解釈改憲による集団的自衛権行使を容認する「閣議決定」の撤回を求める意見書の提出に関する請願を議題といたします。

請願第 1 号は、お手元に配布しました請願文書表のとおりです。

会議規則第 91 条により総務建設常任委員会に付託いたします。

散会

○議長（川本貴也君）

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、この後各常任委員会を開催していただくことになっております。

午後 1 時より総務建設常任委員会を委員会室において開催いたします。終了後、引き続き教育民生常任委員会を委員会室において開催いたしますので、よ

ろしくお願いいたします。
以上お疲れ様でございました。

散 会 午前 11 時 22 分